

国際結婚

担当：飯野、佐野、杉山

一章 概要

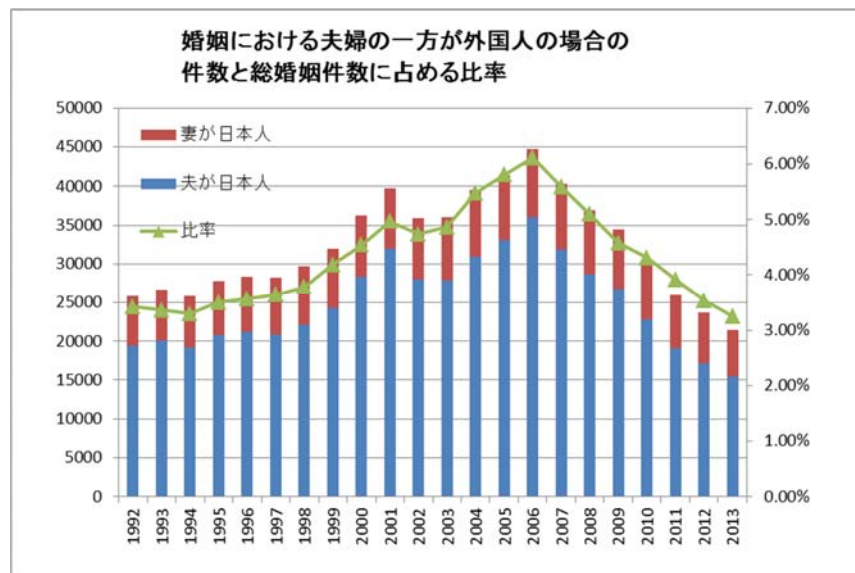
I. 国際結婚とは

「国際結婚」は厳密な定義づけのなされた法律用語ではない
→多様な意味で用いられる

Ex) 国籍の異なる人同士の結婚（日本人と外国人だけでなく、国籍が異なる外国人と外国人も含まれる）、日本人同士の外国での結婚、人種の異なる人同士の結婚（白色人種と黄色人種）、宗教の異なる人同士の結婚（キリスト教徒と仏教徒）

※今回は、日本人と外国人の結婚を「国際結婚」として扱う。

図 1¹

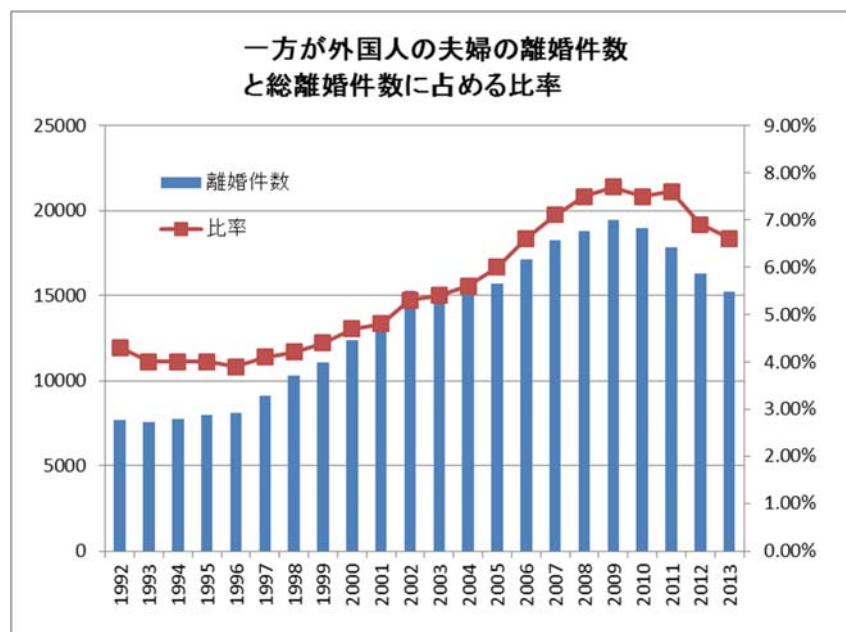


¹ e-stat 政府の統計総合窓口「人口動態調査 1992～2013年」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/OtherList.do?bid=000001041650&cycode=7> 参考に筆者作成

2013年の国際結婚の件数は660,613組中21,488組で、**30組に1組**の割合となっている。2006年を境に減少しているが、わずか230組に1組しかいなかった40年前と比べるとはるかに増加している。

⇒いまや、国際結婚の数は決して少なくない

図 2²



また、国際結婚は離婚件数も非常に高い。21,488組もの国際結婚のカップルが誕生している2013年には、婚姻件数の**約7割**に当たる15,196組ものカップルが離婚している。これは日本人同士のカップルの離婚の比率と比較しても、はるかに高い割合である。このことから、国際結婚におけるトラブルは決して少なくないことがうかがえる。

⇒夫婦の間に子供がいた場合、その子供を巡るトラブルも少なくないのでは？

² e-stat 政府の統計総合窓口「人口動態調査 1998～2013年」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/OtherList.do?bid=000001041651&cycode=7> 参考に筆者作成

II. 「国際結婚」にはどのような法律が適用されるのか？

法律は国家単位で成立している

→どの国の法律を用いるかが問題となる

⇒「**法例**」によって適用される法律を決定する

(≠「法令」)

・「法例」とは？

法の適用に関する通則。

日本ではかつては、1898年に施行された「法例」(明治31年法律第10号)が適用されていた。その後改正し、2006年に法律としての法例である「**法の適用に関する通則法**」が成立。現在はこれに従ってどんな時にどの国の法律を使うのかを定めている。

例えば・・・

・結婚の場合

「法の適用に関する通則法」

第二十四条 婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法³による。

2 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。

3 前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。

⇒婚姻の成立要件は、各当事者がそれぞれの国の法律を満たすことが必要。(日本人のAと外国人のBが結婚する場合、Aは日本の法律に基づく婚姻成立要件を満たし、Bは自分の国の法律に基づく婚姻成立要件を満たさなければならない)

・離婚の場合

第二十五条 婚姻の効力は、夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法による。

第二十七条 第二十五条の規定は、離婚について準用する。ただし、夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による。

³ 当該人物が有している国籍のある国の法。

⇒離婚時に、夫婦の本国法がいずれも日本である or 離婚時の夫婦の常居所が日本である or 夫婦に最も密接な関係国が日本である場合には、日本の法律に従って離婚することができる。

→しかし、これはあくまで、日本において離婚をすることができるだけであり、外国人の妻ないし夫が自国において離婚が成立するとは限らない。

⇒仮に離婚が成立したとしても、夫婦に子供がいた場合その子供はどうなるのか？

・離婚後の子供の親権

基本的には、当事者の協議により決定される。協議によって決まらない場合は、裁判所の審判を受けることになる。

→どの国の裁判所によって審判を行うのかを決める必要がある。

片方の親が子供を連れ去ってしまうなどの問題が生じたときの対処法を考える必要がある。

⇒ハーグ条約

二章 ハーグ条約

1. ハーグ条約

1. ハーグ条約とは

ハーグ条約とは、オランダのハーグで1980年10月25日に採択された「**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約**」の通称である。日本においては、2013年5月22日にハーグ条約の締結が承認され、6月12日に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」(いわゆるハーグ条約実施法)⁴が成立し、2014年4月1日に発効された。2015年4月現在、世界93か国がこのハーグ条約を締結している。

国境を越えた子の連れ去りは、子にとってそれまでの生活基盤が突然急変するほか、一方の親や親族・友人との交流が断絶され、また、異なる言語文化環境へも適応しなくてはならなくなる等、子に有害な影響を与える可能性がある。ハーグ条約は、そのような子への悪影響から子を守るために、原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協

コメントの追加 [杉山佳葉1]: ハーグ条約とは、本条約も含めて、ハーグ国際司法会議で締結された30以上の国際私法条約の総称を指すこともある。

コメントの追加 [杉山佳葉2]: 目的が、親権を決めるためのものではなく、子を元いた場所に返すという目的。

⁴ 詳しくは本章IIを参照(本レジュメ p6)

力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力について定めている。そのため、母方父方の両国がこの条約に加盟していれば、親権を持つ親のもとからその同意なくして他の親が16歳未満の子を、国境を越えて連れ去った際、子を奪われた親はその国の政府を通じて相手国に子の返還や面会を請求することができる。

2. ハーグ条約批准までの経緯

締結以前には、日本人が他方の親に無断で子を日本に連れ帰る事例が国際的に問題とされ、日本は、米、加、英、仏等から条約の早期締結等について申入れを受けていた。問題になっていた要因として、日本では離婚後の親子面会交流が事実上、全く担保・保障されていないということが挙げられる。仮に、欧米なみに年100日（隔週の週末＋長期休暇の半分）の面会交流を子どもと別居親に認めても、それを守らない同居親に面会交流を強制する手段は、間接強制のみである。国際的な批准の流れの他に、日本が条約を締結していないことを理由に、外国で離婚し生活している日本人が子と共に一事帰国できないという問題や、外国人の親による日本からの連れ去りの事例も発生していた。日本から外国に子を連れ去られた場合には、子を連れ去られた親が異なる法律、文化の壁を乗り越えながら、自力で相手と子の居所を探し出し、外国の裁判所に子の返還を訴えなければならなかった。

〔クリストファー・サボイさん事件〕

離婚した日本人の妻が米国から日本に連れ帰った子ども2人を取り戻そうとしている米テネシー州のクリストファー・サボイさん（40）が元妻に損害賠償などを求めた民事訴訟で、同州ウィリアムソン郡の裁判所は9日、子どもたちとサボイさんとの定期的な面会などを定めた離婚時の合意に反したなどとして、元妻に対して610万ドル（約5億2000万円）の支払いを命じた。

日本の法務省によると、国外の確定判決は直ちに効力を持つわけではなく、日本の法律要件などを満たす必要があるという。

米下院は、国際結婚が破綻した夫婦の一方が無断で子どもを日本に連れ帰る事例を「拉致」とみなし問題視。米国は日本に対して国際的な親権問題に対処する「ハーグ条約」の早期批准など善処を求めている。

サボイさんは離婚後の2009年9月、福岡県で子ども2人を取り戻そうとして未成年者略取容疑で福岡県警に逮捕され、起訴猶予となった。（共同）

[2011年5月10日10時59分]⁵

コメントの追加 [st3]: これは現在でも。

コメントの追加 [st4]: 国際社会の面会交流は、全米では100日を平均とする基準、カリフォルニア州では年間180日を基準、欧州ではほぼ半々の交流時間（養育時間）が基準である。

コメントの追加 [st5]: 義務を実行させるために、金銭を強制的に徴収して圧迫を加える処分。その時点から将来の履行を確保するもので、過去の義務違反に対する制裁ではないから、過去の不履行には課せない。

⁵ 共同親権ニュースドットコム <http://kyodosinken-news.com/?p=2507>

3. ハーグ条約を近年まで施行しなかった理由

日本の国際的な子の奪取の問題の中心は**単独親権**制度であり、近年までハーグ条約を施行しなかった 1 つの理由である。単独親権制度とは、父母が離婚した場合、婚姻していない未成年の子どもに対して、父母の一方のみに親権が帰属することである。これに対して、多くの先進諸国では、離婚後も共同して親権を保持し、義務がある共同親権制度が採用されている。日本の離婚後における単独親権制についていえば、単独親権者指定によって親権者でなくなった親は、親権喪失事由がないにもかかわらず、民法を根拠に親権を剥奪されるのである。加えて、その立法趣旨は、「父母が婚姻関係にないときには、親権の共同行使は不可能ないしは困難である」というものにすぎない⁶。

II. ハーグ条約実施法

第 1 条

「この法律は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定め、もって子の利益に資することを目的とする。」

実施法の大別としては、①**中央当局の指定と権限**（実施法 3 条～25 条）と②**子の返還のための必要な裁判手続等**（同法 26 条～153 条）を規定している。なおこの返還事案については、実施法の施行前（施行日は 2014 年 4 月 1 日）にされた不法な連れ去り、留置には適用されない（実施法付則 2 条）。

☆中央当局の指定と役割

① 中央当局の指定

ハーグ条約は、子の迅速な返還や面会交流の確保など条約の目的を達成するために、各締約国に中央当局と呼ばれる機関を指定するよう要請しており、これを受けて実施法は日本の中央当局を外務大臣とすると規定している（実施法 3 条）。

② 中央当局の役割

ハーグ条約によって、中央当局には、子の返還や面会交流を求める者の援助申請等に基づき、子の所在の特定、子の任意の返還の確保や問題の友好的解決の促進、必要に応じて法律に関する援助及び助言の提供、子の安全な返還の確保等の役割を果たすことが求めら

⁶ 『新版注釈民法(25)親族(5)親権・後見・保佐及び補助・扶養』818 条～881 条 改訂版』36 頁

れている⁷。

☆裁判所における手続

① 子の返還申立事件

1. 概要

ハーグ条約は、いずれかの条約締結国において子が不法に連れ去られた場合等に子を元の常居所に迅速に返還することを目的としており、これを実現するために実施法は第3章で子の返還に関する事件の手続等を規定している。このうち、子の返還申立事件は、ハーグ条約締結国から「日本国への連れ去り又は日本国における留置により子についての監護の権利を侵害された者」である申立人が、「子を監護している者」である相手方に対し、常居所地国に返還することを命ずるよう家庭裁判所に申し立てる手続を言う(実施法26条)。ここで「連れ去り」とは、子を常居所地国から離脱させることを目的としその国から出国させることをいい(実施法2条3号)、「留置」とは子が常居所地国から出国した後に、その子の常居所地国への渡航が妨げられることを言う(実施法2条4号)。また「常居所地国」とは、連れ去りの時又は留置の開始の直前に子が常居所を有していた国を言う(実施法2条5号)。子の返還命令は子を常居所地国に返還することを命ずる裁判である。

2. 返還事由及び返還拒否事由

子の返還申立事件では、申立人が返還事由(実施法27条)につき、相手方は返還拒否事由(実施法28条)につき、客観的証明責任を負う。

ハーグ条約は、子の連れ去りや留置の場合には、原則として常居所地国に返還することが子の利益に資するとしていることから、実施法においても返還事由である以下の4要件をすべて満たす場合には、裁判所は、原則として子の返還を命じなければならないとしている(実施法27条)

- (1) 子が16歳に満たないこと
- (2) 子が日本国内に所在していること
- (3) 常居所地国の法令によれば、当該連れ去り又は留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること
- (4) 連れ去りの時又は留置の開始の時に、常居所地国が条約締結国であったこと

また、上記返還事由の全てを満たす場合であっても、裁判所は、以下の返還拒否事由のうちいずれかが認められる場合には、子の返還を認めることができない(実施法28条1項本文)。ただし、裁判所は1号から3号又は5号の事由があっても一切の事情を考慮して子を返還常居所地国に返還することが子の利益に資すると認められるときは裁量で子の返還

⁷ ケースに即した役割の概要に関しては資料1,2(本レジュメ p14)を参照

を命ずることができる（実施法 28 条 1 項ただし書）。

- (1) 申立てが連れ去りの時又は留置の開始時から1年経過した後にされたものであり、かつ、子が（裁判時に）新たな環境に適応していること
- (2) 申立人が連れ去りの時又は留置の開始時に子に対して現実に監護の権利を行使していなかったこと
- (3) 申立人が連れ去りの前又は留置の開始前にこれに同意し、又は連れ去りの後もしくは留置の開始後にこれを承諾したこと
- (4) 常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる**重大な危険**があること。
- (5) 子の年齢および発達程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること
- (6) 常居所地国に子の返還をすることが日本国における人権及び基本的人権の保護に関する基本的原則により認められないものであること。

Ⅲ. ハーグ条約の問題点

日本がハーグ条約に批准する前、日本においてハーグ条約批准に反対する理由として、主に**返還拒否事由**の問題点があげられた。

国際結婚の破綻の際に生じる夫から妻に対する家庭内暴力等の DV は、我が国がハーグ条約を批准されることが懸念される大きな理由の一つになっていった。

ハーグ条約は連れ去られた子の返還を原則として定めているが、例外的にその返還拒否事由を定めている。

- (1) 子の連れ去りから1年以上が経過し、子が新たな環境に適応していること。
- (2) 連れ去った当時、申立人が子に監護権を行使していない。
- (3) 連れ去った当時、連れ去りに同意したなどの事情があること。
- (4) 返還が、子の心身に害悪を及ぼし、子を耐え難い状況に置く**重大な危険**があること。
- (5) 成熟した子どもが返還を拒んでいること。
- (6) 返還が人権保護に関する基本原則に反すること

しかし、法案では(4)と(6)以外については、それでも返還が子の利益だと認められる場合は返還が命じられると規定されており、裁量の余地を残している。子どもが嫌だと拒絶しても、子どもが1年以上連れ去られた国で生活し、新しい環境になじんでいても、裁判所が返還を命じる可能性があり、その際の返還の基準は曖昧であることがある。

諸外国では、原則返還というハーグ条約の強いルールのもとで、これらの返還拒否事由が極めて制限的に解釈され、子どもが強く反対、「父から虐待された」と訴えても返還されるケースがみられる。条約上、**母親に対するDV行為の存在は、返還拒否事由とされていないため、DV事案でも返還が命じられている。**

日本でも、結局は**裁判官の広範な裁量に委ねられ**、原則返還というハーグ条約や各国の実務、国際的なプレッシャーを受けて、不当な返還命令が出されることが危惧される。

またハーグ条約11条2項では

「手続き開始から6週間以内に子の返還について決定がなされない場合には、申立人は遅延の理由を明らかにするように求めることができる」と定めている。

これは子の迅速な返還が子の利益に適っているとの判断からある条文であるが、仮に返還拒否事由を立証したい場合などには、**期間が短すぎて十分な立証ができない**などの指摘がある。

さらに(4)の「**重大な危険**」であるがこれに関しては主張の立証が難しい⁸

つまりは、裁判官の裁量によっては子の利益に沿わない返還が行われる可能性がある。そこで子の利益という観点から現在は調停による解決が再考されている。

三章 調停

ハーグ条約の問題点を解決するには…

「**調停**」を推奨

<メリット>

①子の利益に資する

子供には父母の関係を維持することができる権利がある

→調停により和解が行われれば、父母が協力して子供の面倒を見る可能性が高まる

⁸ 詳しくは資料3「米国でのハーグ裁判」参照(本レジュメ p15)

- ②夫婦の合意に基づいて和解がなされれば、合意を守る可能性が高まる
- ③裁判よりもはるかに**安価**
- ④**法的問題以外**についても話し合いができ、また、**当事者以外**の者を話し合いに参与させることができる
- ⑤勝ち負けではない、譲歩などを含めた具体的な取り決めができる

<デメリット>

- ①夫婦間に、**DV、ドラッグ服用などの問題**があった場合、調停がうまく機能しない
- ②合意の内容について複数の国において法的効果を持たせる必要があるため、場合によっては**合意のみでは不十分**であり裁判手続との併用が必要である

加えて、たとえ調停制度が効果的であるとしても、現在の日本の調停制度のままでは対応できない。

- ①日本の調停制度では**1ヶ月に1度**しか調停を受けることができない
 - ハーグ条約では、子の返還申込から **6週間**以内に子の返還手続を済ませなければならないため、その間に調停を行うことが必要となる。しかし、現在の調停制度のままでは、返還手続きまでに、1回しか調停を行うことができず、その間に十分な話し合いや合意にも続く和解を結ぶことはほぼ不可能である。
- ②調停委員が**日本人しかいない**
 - 外国人当事者にとって、調停委員が日本人しかいないというのは、公平性や信頼性に欠ける
- ③現在の家事調停委員に十分な言語や外国の文化、法制度についての**専門性**が十分にあるとは言えない
 - 外国人当事者の理解にかけ、不公平

⇒ハーグ条約に対応できる「**国際家事調停モデル**」を導入することが必要

「国際家事調停モデル」

- ①調停人
 - 英語又は外国語で外国人当事者と直接コミュニケーションをとることができる**日本**の弁護士と、家族関係や子の問題などについて知見を有する**外国籍**の専門家の**2名**を調停人に起用する。
- ②調停期日
 - 1週間に複数回など、**集中的**に調停を行えるようにする。

③調停の方法

事案に応じて、同席調停か別席調停を選択する。

④スカイプやテレビ電話の利用

調停は日本で行うことになるため、外国人当事者が事情により来日できない可能性もある。そうした場合には、スカイプやテレビ電話を利用することで対応する。

⑤調停の内容

当事者の家族観や法文化の違いから、一度合意がなされても、内容が抽象的であると、将来的に二次紛争に発展しやすい。そのため、なるべく合意内容を**具体的**にする。また、それぞれの国における執行力の要否を考慮し、執行力のために必要な手続の方法や費用に関しても合意内容に含めるべき。

⑥費用

調停のほかにも、外国人当事者の来日のための旅費や通訳・翻訳費がかかることが予想されるため、その費用を国が**援助**する。

①調停人や代理人の**確保や育成**

②国内における**裁判手続との連携**

③**外国との連携**

④援助や整備にかかる**費用**

といった問題点がある。

⇒第一東京弁護士会仲裁センターは平成26年4月1日付けで**国際家事ADR**を開設した。これは外務省（中央当局）の委託を受け、外務省に紛争解決費用の一部を負担してもらいつつ、ハーグ条約事件に関する紛争解決に対処するためのものである。これは上記の国際家事調停モデルと同様の性質をもち、今後活用されていくことが予想される。

コメントの追加 [06]: 直前になって見つかりました(笑)
現段階において既に国際家事調停モデルがあるらしいです。
手続が非公開らしいので実際の事例は見つからなかったです。

論点

ハーグ条約を通じて、いかに子の利益を担保するかが課題となっている。「返還申立て」を経て裁判をおこなった場合に子の利益に適った判決が出せるのか問題となっているため、現在ではこういった子の利益という観点から、調停が見直されている。ハーグ条約においては「子の任意の返還を確保し」「問題の友好的な解決をもたらすこと」が中央当局の義務とされており（条約7条2項）、返還手続によるドラスティックな解決よりも、話し合いによる解決がより子の利益に資するというを条約も前提としている。そこで申請者が中央当局に申請した段階で、当事者に「子の返還申立て」の前に（つまりは裁判をする前に）調停を義務付けるという、調停前置主義を置くことを決まりとする政策提言を提案する。今回の論点ではこのことに賛成か反対かを話し合うこととする。

以下調停で話し合う内容として

- ① 子の返還の要否・子の移住地の指定
- ② 親権・監護権、
- ③ 面会交流の方法・頻度・時期・時間
- ④ 養育費
- ⑤ 子の教育・生活環境・言語・宗教・医療
- ⑥ 一方の親に事故があった際の取り扱い
- ⑦ （誘拐罪やDV等に関する刑事手続をとらないこと）
- ⑧ 子のパスポートの取り扱い
- ⑨ 返還・面会交流の費用負担

などが対象となる。お互いの文化などの事情があるので、話し合いの中でこれら以外にも対象が生じると考えられる。

設定

・この調停前置主義は、「子の返還申立て」の前に調停を行うことを意味する。申立人が「子の返還申立て」を請求することによって、その6週間後にその裁判が開かれることが原則である。つまり、今回は「子の返還申立て」を請求する前に、中央当局が調停を強制するため、6週間後に裁判という縛りはない。

- ・ADR 機関に関しては仲裁センターか民間ADR機関かは問わない
- ・調停で合意に至らなかった場合は「子の返還申立て」を請求できる
- ・調停方法は同席調停とする（国際的な調停と同じ方式）

コメントの追加 [O7]: つまりは当事者がきめるか、第三者が決めるかの話

コメントの追加 [O8]: 資料1、2を参照

コメントの追加 [O9]: スイスでは実際にやってるそうです。ただ資料は見つからなかったです。

コメントの追加 [O10]: ちょっとわかりにくいので、変えました。冗長になったかもしれません(笑)
資料1、2を使って説明するつもりです

- ・調停人はあくまで当事者同士の話し合いを助長する役割をもつだけにとどめる（自分の意見などは前面に押し出さない）
- ・調停の合意書は執行力を持つようにする
- ・一回調停が合意に至ったがまたあらためて調停を行いたい場合は、当事者双方の同意がある。
- ・子も話し合いに参加することができる。当事者双方が子に代理人が必要だと判断した場合、子に代理人をつけることができる

メリット

- ・返還の是非のみを主題とする返還手続の裁判と異なり、婚姻費用や監護の本案、養護費、離婚事態等の問題を解決したいという当事者のニーズにこたえることができる。
- ・子を参加させることで、子の意見を聞くことができ、子の利益を達成させることができる。

デメリット

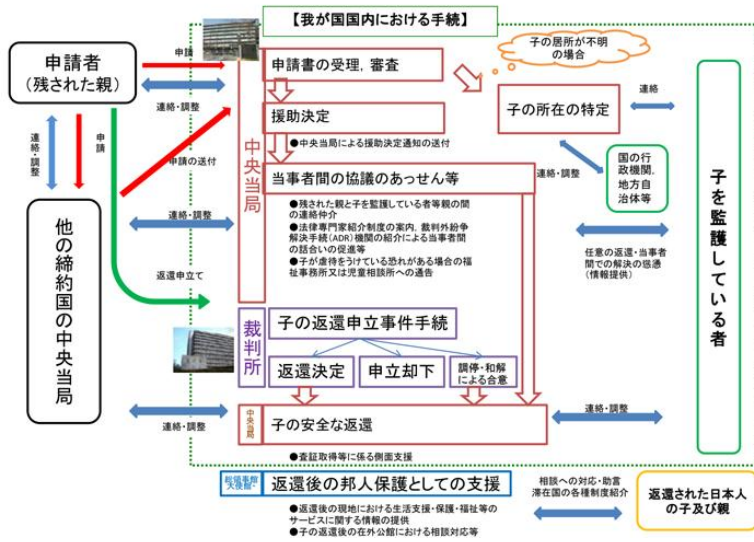
- ・合理的な当事者を前提としている。
- ・手続きの迅速性が損なわれる可能性があり、調停が長引けば子がその地に慣れてしまい、返還が決まった時に子の利益に合わないことがある。
- ・当事者同士にパワーバランスがあり、一方の意見ばかりが反映された合意になる可能性がある。
- ・任意の返還や友好的解決のために当事者間の連絡を取り合うことによって、再連れ去りの危険を助長する可能性も外国では指摘されている。
- ・16歳以下の子の取り扱いをハーグ条約では対象としているため、実際に子が自分の利益を考慮し、調停においてそれを意見として表明できるかが疑問。

なお今回は調停人の質が一定水準にあることを想定している。またコストは考慮しないことにする。

コメントの追加 [O11]: こないだの話し合いで出た矛盾したやつを消しました。

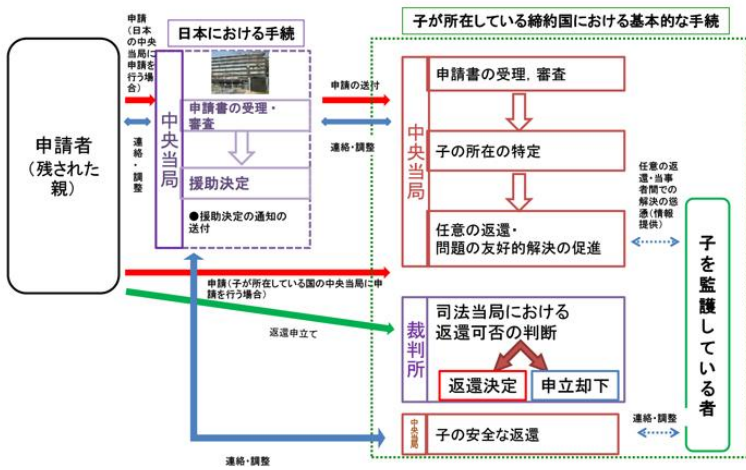
資料 1

外国から日本へ子の連れ去り、留置が行われた場合の事案の流れ



資料 2

日本から他の締約国へ子の連れ去り、留置が行われた場合の事案の流れ



資料3「米国でのハーグ裁判」からみる返還拒否事由（重大な危険）

I 事案の概要

ともにナイジェリア国籍を有する夫婦が、永住権を有して、英国に移住していた。第2子を出産するにあたり、夫婦は2010年、子に米国国籍を持たせるため、生地主義の国籍法を有する米国での出産に合意した。妻は2011年5月9日に第1子とともに、米国コロラド州に住む夫の妹のもとへ移動した。帰国予定日は同年6月14日であったが、それまでに第2子を出産しなかったため、妻は米国での滞在を続けた。妻は6月25日に第2子を出産したが、その後も英国には戻らず、夫の合意もなく、自身の姉が移住するイリノイ州へ2人の子を連れて移動した。夫は妻に英国へ戻るように要請するが、妻はこれに同意せず、同年10月31日に、夫との一切のコミュニケーションを遮断した。夫はハーグ条約に基づいて、2人の返還請求をイリノイ州シカゴの連邦地方裁判所に提起した。本件は不法な留置が問題となったケースである。

II 返還拒否事由の主張と裁判所の判断

(1) 相手方の主張（返還拒否事由）

申立人は相手方に対し、精神的及び肉体的暴力行為に及んだこと、少なくともそのうち1回は第1子の目の前で行われことを主張し、重大な危険の拒否事由を主張したが、暴力の内容や子による目撃の状況などの具体的な主張はなされなかった。また相手方の父親の証言や、子の不法な留置の後に届いた脅しとれるメールを証拠として提出した。

(2) 返還拒否事由に対する裁判所の判断

当該抗弁の解釈として、子が返還されれば、肉体的又は精神的に重大な危険が及ぶ場合、又は耐え難い状況に子どもを置く場合には子どもを返還しなくてもよいこと、当該返還拒否事由は制限的に解釈されるべきこと、子の福祉は至高であるが、返還された場合の子への危害が「真実に重大であること」が必要であることを確認したうえで、本件では返還拒否事由を否定した。

理由として、相手方は申立人の暴力を主張しているが、それにより相手方が負傷した等の証拠が何も出されていないこと、相手方がかつてDV被害者等支援施設に勤めていながら、申立人の暴力について、英国内で警察や支援団体等に相談した形跡がないこと、相手方の証言が説得的でないこと、相手方の父親の証言は全て伝聞供述であること、証拠品として出された申立人の脅迫メールは全て不法な留置の後に送られたものであったことを指摘している。

III まとめ

実際、「重大な危険」の返還拒否事由が認められる場合は、客観的な証拠（申立て人の暴力によって生じたけがの写真、裁判所からの保護命令、相手方に対して宛てた脅迫の文言が

入ったボイスメール、専門家証人による証言など）がなければならない。だが命からがらDVから逃げてきた者にとっては、そのような証拠をきちんと集めてきて、返還申立てから裁判までの短い期間（原則6週間）で立証することができるのかは疑問がある。つまり「重大な危険」から返還拒否事由を立証することはハードルが高い。

<参考文献>

- ・笠原俊宏『国際家族法要説 新版』高文堂、1998年4月出版
- ・国際結婚を考える会『国際結婚ハンドブック 外国人と結婚したら 第5版』明石書店、2005年9月出版
- ・澤木敬郎・住田裕子・南敏文・山田鎌一『わかりやすい国際結婚と法【新版】』有斐閣、1995年出版
- ・於保不二男・中川 淳『新版注釈民法(25)親族(5)親権・後見・保佐及び補助・扶養 -- 818条～881条 改訂版』有斐閣、2004年12月出版
- ・植木裕子『立法と調査 No.345』「ハーグ条約を実施するための国内法の整備 — 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律 — 」2013年10月
- ・外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/> (2015年6月16日アクセス)
- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/> (2015年6月16日アクセス)
- ・e-stat 政府統計の総合窓口 <https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do> (2015年6月15日アクセス)
- ・コトバンク <https://kotobank.jp/> (2015年6月16日アクセス)
- ・はてなキーワード <http://d.hatena.ne.jp/keyword/> (2015年6月16日アクセス)
- ・共同親権運動ネットワーク (kネット) <http://kyodosinken.com/> (2015年6月16日アクセス)
- ・共同親権ニュースドットコム <http://kyodosinken-news.com/> (2015年6月16日アクセス)
- ・本坊憲緯子・守屋美保・中山美恵子「ハーグ条約及びその実施法」『Ichiben bulletin』2014年7月号
- ・渡部晃・河井聡・飯塚孝徳「第一東京弁護士会の国際家事ADR」『Ichiben bulletin』2014年7月号
- ・竹内千春「米国の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」に基づく子の返還請求裁判(ハーグ裁判)実務と日本のハーグ裁判の課題」『自由と正義』2014年5月号
- ・武田大助「返還拒否事由の審理判断に関する諸問題」『戸籍時報』2014年4月号